(財政局財政部財政課)

**1 予算規模** (単位:千円)

区	分	補正前の額	補正予算額補正後の額	
一般会計		318,000,000	261,970	318,261,970
特別会計		229,509,800	0	229,509,800
企業会計		74,993,000		74,993,000
合	計	622,502,800	261,970	622,764,770

## 2 補正額一覧表

(1) 一般会計 (単位: 千円)

				(十二元・111)
	区 分	分 補正前の額 補3		補正後の額
民生費		103,870,794	261,970	104,132,764
その他		214,129,206	214,129	
	歳 出 合 計	318,000,000	261,970	318,261,970
	国庫支出金	52,227,617	130,985	52,358,602
同上	県支出金	16,408,546	65,492	16,474,038
財源	繰入金	5,662,300	65,493	5,727,793
	その他	243,701,537		243,701,537
歳入合計		318,000,000	261,970	318,261,970

(2)特別会計 (単位:千円)

区	分	補正前の額	補正予算額	補正後の額	
介護保険事業	<b>美会</b> 計	65,085,000	0	65,085,000	
その他		164,424,800		164,424,800	
合	計	229,509,800	0	229,509,800	

3 事業概要 261,970 千円

(1)**一般会計** (単位:千円)

	概    要	金額
介護保険事業会計繰出金 (財源:国庫負担金1/2、 県負担金1/4、繰入金 (財政調整基金)1/4)	介護保険料収入の減に伴う介護保険事業会計への繰出 金の増額	261,970
【介護保険課】		

## (2)介護保険事業会計

(単位:千円)

事業名 概 要 金額  介護保険事業会計  介護保険の1号保険料(65歳以上)の低所得者軽減の更なる強化に伴う財源更正  【軽減の内容】 低所得高齢者の介護保険料を平成31年度分から次のとおり軽減  ・第1段階(生活保護受給者、市民税非課税世帯で本人年金収入等が80万円以下) 保険料(年額) 29,600円 → 24,700円(△4,900円) 対象者数 31,566人  ・第2段階(市民税非課税世帯で本人年金収入等が80万円起120万円以下) 保険料(年額) 42,800円 → 37,800円(△5,000円) 対象者数 16,527人  ・第3段階(市民税非課税世帯で本人年金収入等が120万円超) 保険料(年額) 49,400円 → 47,700円(△1,700円) 対象者数 14,507人  【財源更正の内容】 ・保険料の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の	(乙) 月 设		(単位:	1 1 1/
【介護保険課】  【軽減の内容】 低所得高齢者の介護保険料を平成31年度分から次のとおり軽減 ・第1段階(生活保護受給者、市民税非課税世帯で表して金収入等が80万円以下) 保険料(年額) 29,600円 → 24,700円(△4,900円) 対象者数 31,566人 ・第2段階(市民税非課税世帯で本人年金収入等が80万円超120万円以下) 保険料(年額) 42,800円 → 37,800円(△5,000円) 対象者数 16,527人 ・第3段階(市民税非課税世帯で本人年金収入等が120万円超) 保険料(年額) 49,400円 → 47,700円(△1,700円) 対象者数 14,507人  【財源更正の内容】・保険料収入の減 △261,970千円	事業名	概    要	金	額
・一般会計機入金の増 201,970十円		【軽減の内容】  低所得高齢者の介護保険料を平成31年度分から次のとおり軽減  ・第1段階(生活保護受給者、市民税非課税世帯で老齢年金受給者、市民税非課税世帯で本人年金収入等が80万円以下) 保険料(年額) 29,600円 → 24,700円(△4,900円)対象者数 31,566人  ・第2段階(市民税非課税世帯で本人年金収入等が80万円超120万円以下) 保険料(年額) 42,800円 → 37,800円(△5,000円)対象者数 16,527人  ・第3段階(市民税非課税世帯で本人年金収入等が120万円超) 保険料(年額) 49,400円 → 47,700円(△1,700円)対象者数 14,507人  【財源更正の内容】		0

## 政令改正に伴う補正予算案について

- 〇 消費税率引上げに伴う社会保障の充実として、第1号被保険者(65歳以上)の第1段階から第3段階における保険料の負担軽減が更に強化されたことによるもの。(介護保険法施行令の一部改正:平成31年3月29日公布、4月1日施行)
- 〇 本市の保険料軽減額は、261,970 千円(対象人数 62,600 人)であり、この額を一般会計から介護保険事業会計へ繰り入れる(負担割合: 国 1/2、県 1/4、市 1/4)。

## 【第6期 H27(2015)~H29(2017)】

H27 から軽減強化の一部実施

(H26.4.1消費税5⇒8%)

1127 万・万柱成法にの 印天池 (1120.年) 万兵机でする 707				
段階	該当要件	保険料率 上段は軽減前 下段は軽減後	保険料年額 (上段は軽減前) 下段は軽減後)	
第1段階	生活保護受給者、市民税非 課税世帯で老齢福祉年金受 給者、市民税非課税世帯で本人 年金収入等≦80万円	$\begin{array}{c} 0.5 \\ \Rightarrow 0.45 \end{array}$	31, 600 円 ⇒28, 400 円	
第2段階	市民税非課税世帯で80万円<本人 年金収入等≦120万円	0.65	41,000円	
第3段階	市民税非課税世帯で 120 万 円<本人年金収入等	0.75	47, 400 円	
第4段階	市民税課税世帯で本人非課税かつ 本人年金収入等≦80万円	0.9	56,800円	
第5段階	市民税課税世帯で本人非 課税【基準額】	1.0	63, 200 円	
第6段階	市民税課税者(合計所得 金額 120 万円未満)	1.2	75,800 円	
第7段階	市民税課税者(合計所得 金額 190 万円未満 ※1)	1.3	82, 100 円	
第8段階	市民税課税者(合計所得金額 290 万円未満 ※2)	1.5	94,800 円	
第9段階	市民税課税者(合計所得金額 500 万円未満)	1.7	107, 400 円	
第 10 段階	市民税課税者(合計所得 金額 700 万円未満)	2. 0	126, 400 円	
第 11 段階	市民税課税者(合計所得金額 700 万円以上)	2. 25	142, 200 円	

※1 H30から200万円未満に変更※2 H30から300万円未満に変更

◆太枠のところは軽減対象の段階

